

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IT・コンテンツ まんが、イラスト、写真、フィギュア、キャラクター、ゲーム(オンラインゲーム、ゲーム専用機用ゲーム又はモバイル端末向けゲームをいう。)、モバイル端末向けアプリ、映像、動画、音楽、音声、デザイン、電子書籍、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の人間の創造的活動により生み出されるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業所 本店、支店及びその他の営業所</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。 (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。</p> <p>3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年2月4日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IT・コンテンツ まんが、アニメーション、イラスト、写真、フィギュア、キャラクター、ゲーム(オンラインゲーム、ゲーム専用機用ゲーム又はモバイル端末向けゲームをいう。)、モバイル端末向けアプリ、映像、動画、音楽、音声、デザイン、電子書籍、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の人間の創造的活動により生み出されるもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 事業所 本店、支店(会社法第930条の規定により支店の所在地における登記がされるものをいう。以下同じ。)及びその他の営業所</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。 (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)</p> <p>2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。</p> <p>3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年2月4日から施行する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、第 13 条及び第 14 条の規定は、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業に適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。なお、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業については従前の例による。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 6 年 4 月 5 日から施行する。なお、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業については従前の例による。</p>	<p>この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、第 13 条及び第 14 条の規定は、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業に適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。なお、この要綱の施行の日前に交付を決定した事業については従前の例による。</p>